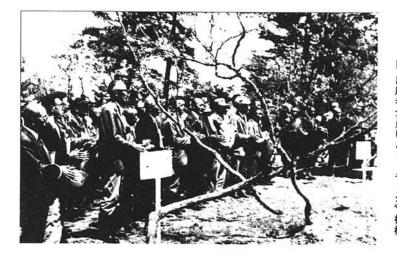
え報 ミに



▲ 記念植樹 議長



「緑豊かな小国町」を

=延命寺ヶ原で中越地方植樹祭= 中越地方植樹祭が快晴に恵まれた5月12日、延命寺ケ原 で町内外から関係者 170名が出席して開催されました。 式典は、同植樹祭の実行委員長である牧野町長の開会の あいさつのあと、竹内助役の造林推進宣言が読みあげられ ました。

このあと来賓による記念植樹を行い、さらに出席者全員 によるモミジ 300本が植樹されました。

町の人口 4月30日現在 ()前月比 男 4,726人 (-6) 女 4,886人 (-5) 計 9,612人 (-11) 世帯数 2,305 (-1) 発 行 小国町役場 編 集 総務課庶務係 〔 52 越後小国(025895) 3111(代)〕





広報お (%)に 昭和53年5月15日発行(毎月1回15日発行) 第109号 定価1部5円 昭和51年2月23日第3種郵便物認可





ました。

神前でおはらいを受け、庄本宮司の講 話を聞いたあと、参集殿で町長の式辞・ 新成人代表青柳隆広君の宣誓・来賓の祝 辞など、厳粛のうちに式典を終了しまし た。

弥彦グランドホテルで会食ののち、ス カイライン,シーサイドラインを経て, 巻町の青少年研修センターに行き、レク リェーションやゲームで楽しい交流のひ とときに興じ、意義ある1日を過してき ました。







- 2 -





広報おぐに 昭和53年5月15日発行 第3種郵便物認可

農作業の標準料金決まる

す。

昭和53年度機械農作業等の標準料金を 次のように決定いたしました。

~小国町農業委員会~

この標準料金は、耕地整理済整反区画 の条件によって変動があると考えられま 決定してください。

N mal

料金の決定にあたっては、この料金を 田10アール当りの標準であり、それぞれ 目安として両者協議の上、適正な料金を

区分種別	作業項目	単位	標準料金	摘要
	耕起	10アール	5,300円	
水田	代かき	,))	5,400円	3回かきとする
(春)	耕起・代かき))	9,000円	同時実施のもの
	田植え(機械)	11	4,700円	補助者(はし植)つきとする
	n	"	4,100円	補助者(はし植え)なしの場合
畑	耕起	10アール	5,300円	1 回耕起とする
	稲刈り(パインダー)	10アール	6.500 4 :700 円	整反10アール当り・輝つき
水田	ッ (コンパイン)	"	11,000円	整反10アール当り
(秋)				補助者(はし刈り)つきとする
	乾 燥))	8,000円	水分20パーセント以上のものとする
	調整	1俵(60kg)	470円	もみがら片つけも含む
	生もみ運搬	10アール	3,000円	ほ楊内運搬 900円
				農道から作業所まで 2,100円
		男	4,500円	8時間労働 賄なし
田植	え人夫賃金	女	4,500円	11
100 MI	101+#0	男	4.500円	8時間労働 賄なし
제 이 지 !	り人夫賃金	女	3,600円	11

固定資産税 第 1 期 国保税 第2期

今月の納税

矢

任期 月23日 れまし

投 第1投票区(山野田分校) 118 112 94.92 2 " (旧三桶分校) 304 260 85.53 3 # (苔野島開) 181 150 82.87 4 (小栗山間) 274 252 91.97 5 // (上小国小学校) 863 662 76.71 6 (太郎九開) 715 560 78 32 7 # (法末小学校) 230 193 83.91 8 " (中里小学校) 1,157 903 78.05 9 # (小国橋小学校)1,187 952 80.20 10" (武石公民館) 498 410 82.33 111 (上来開発) 501 426 85.03 12 // (八王子小学校) 233 197 84.55 13" (千谷沢公民館) 758 556 73.35 計 7,019 5,633 80.25

★ 当町での得票結果…… 君 建男 稲村 稔夫

~~~~~

|                      | ません。                  | 調べてみますと、ナンバーをはずさ       |
|----------------------|-----------------------|------------------------|
| 末党のコーナー              | また、なくなった人の配偶者には3分     | ずにクズ屋に出したり、譲渡など所有      |
|                      | の1か 4,000万円のどちらか多い金額ま | 者の移動した場合の手続きがされてい      |
| ⊙相続と税金               | では相続税はかかりませんし (申告は必   | ないことにより、課税されている場合      |
| 相続税はなくなった人の財産を相続     | 要),相続人が未成年者や障害者の場合    | が多いようです。               |
| などによって得た時にかかる税金です。   | には特別の計算により税金が安くなりま    | ●廃車の場合は必ずナンバーを返す。      |
| しかし、その財産全部に税金がかか     | す。                    | ●所有者が移動した時は必ず届出る。      |
| るわけではありません。なくなった人    | 相続税の申告は、相続開始の日(死亡     | ●町外転出の際は、バイクや耕耘機な      |
| の財産が、次により計算した基礎控除    | の日)の翌日から6ヵ月以内に、小国町    | どの譲渡しや廃車などは、必ず手続       |
| 額を超えるときにだけかかります。     | の場合、柏崎税務署に提出することにな    | きをすませて所在と責任をはっきり       |
| 「基礎控除額」は〔法定相続人の数     | っています。                | させること。                 |
| × 400万円+ 2,000万円〕です。 | ●軽自動車税とナンバー           | このことをしっかり守っていただい       |
| ですから、相続税がかかるかどうか     | 「3年も前に廃車したのに,軽自動車     | て、正しい納税にご協力ください。       |
| は財産の多少と法定相続人の数で違っ    | 税の納入通知書がきた。」「軽自動四輪車   | ⊙たばこはぜひ町内の店で!!         |
| てきますが,例えば,法定相続人が3    | が1台しかないのに2台分の納入通知が    | 3月分たばこ消費税 623千円(86.2)  |
| 人の場合は 3,200万円が基礎控除額で | きた。」など、軽自動車税への問いあわせ   | 4月分壳行状况 1,453千本(112.6) |
| あり、これ以下であれば税金はかかり    | がかなりありました。            | ※カッコ内は対前年比             |

| NTTE                                 |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 保育料 5月分                              | てふえます。<br>子供の水の3 |
|                                      | 発生していまで          |
|                                      | の夏場がピー           |
| ··· 古 ··思 妙 · 2                      | 幼児の沼地やり          |
| 田事選終る                                | 次いで7月~           |
| はまていたいと目をあるみというます。                   | 中学生の海や河          |
| ]満了に伴う県知事選挙が、さる4<br>町内13投票区で一斉に投票が行わ | きます。             |
| t.                                   | この3か月            |
| ~ 投票に関する調 ~                          | たる死者・行           |
|                                      | 昨年の例を            |
| (票)区名 有権者数 投票者数 投票率(%)               | 数 1,276人の        |

3,375票 2.157票

子供の"水難事故白書、 6月~8月の事 故によるもので 子供(中学生以下)の水難事故が目立っ す。 こうした子供の"水の犠牲者"は、同 子供の水の事故は四季を問わず1年中 じ時期の交通事故死者を大きく上回って 生していますが、とりわけ6月~8月 います。 (水死者) 夏場がピークです。例年,まず6月に 146人 児の沼地や用水堀での事故が目立ち、 6月 いで7月~8月の夏休みに入ると、小 7月 248人 学生の海や河川などでの事故がふえて 8月 192.1 この3か月間で、年間のほぼ半数に当 る死者・行方不明者が出ているのです。 633 人を加えますと、水の事故にあった 作年の例を見ますと、全国の犠牲者総 1.276人のうち 588人 (46%) までが 場所別水難事故発生状況 ボート遊び 8く 1.4% 町内商工業者の皆さまへ 水遊び 144 4 24.4 588 4 ★産業育成資金ご利用のお知らせ★ 中小商工業の育成振興のため,産 業育成資金の貸付制度があります。 通行中 3 商工業の皆様方からご利用いただ きやすいように、次のように運用を

毎年6月に入

改善いたしましたので,利用された

記

3.利 率……年 6パーセント

万円以上2名以上

7. 借入申込み方法······

8.借りるまで……

9. その他……

6. 取扱金融機関 …… 大栄信用組合

月々返済か年4回の返済を

借入金30万円未満1名, 30

毎年3月・7月・10月・1

月の5日までに、小国町役場

産業開発課へ申込んでくださ

い。用紙は役場にあります。

申込みにより融資委員会が

開かれ、審査決定の場合申込

んだ月の25日に借りる(現金

不明の点は産業開発課商工

化)ことになります。

係にお問合せください。

原則とし,借入者の希望によ

1. 貸付額……200万円以内

 貸付期間……2か年以内

い方はご相談ください。

4. 償還方法……

り協議。

5.保証人……

るといたましい

子供たちの水の事故は、そのほとんど が本人はもちろんのこと保護者のちょっ とした油断や不注意によるもので、それ がとりかえしのつかない事故につながっ ています.

たとえば、防火用水に金網フェンスが してあるからといって安心ばかりもして いられません。事実、下の方に幼児がは って入れるほどの小さな穴があいていた ために、わが子を失ったという悲しい例 もあります。 親は、常に子供の身になって \*危険"



広報おぐに 昭和53年5月15日発行 第3種郵便物認可

- 4 -



(交通事故死者) 113 Å

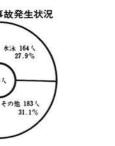
132人

125人



子供たちは 1,221人もの多くにのほって います。

ところで、犠牲者を年齢別にみますと 5歳以下の幼児が 295人と5割を占め, 次いで小学生の 227人 (39パーセント) 中学生66人(11パーセント)となってい しかも、このほか運よく救助された者 ます。なお、場所別行為別の事故発生は 図の通り



行為別水難事故発生状況 16 160 % 27.2% id 11 169 4 28.73 588 4

ちょっとした油断が死を招く〈保護者への注意事項〉



を見抜く用心深さがほしいものです。子 供は特に幼児の場合,自分で \*危険 か どうかの判断はできないのですから。

子供を持つ家庭では、特に次の点に注 意して,子供を水の事故から守ってくだ さい。

- ▼ 幼児のひとり遊びは危険です。常に 目を離さないように。
- ▼ 家の近くに、ため池や用水そう、溝 などが危険な状態のまま放置されてい る時は、警察に連絡するか、所有・管 理者に申し入れて、サクやフタをして もらう。
- ▼ 子供たちだけで水遊びや水泳に行か せないようにし必ず大人がついてゆく。 ▼ 危険な水辺で遊んでいる子供を見た ときは、進んで声をかけ安全な場所で 遊ぶようにさせる。

## ご存じですか

\*\*国民年金の免除制度\*\*

オイルショック以来景気が停滞し、不 況が続いていますが、みなさんの中に、 \*国民年金保険料を納めるゆとりがない。 という人はいませんか。

年金受給の条件として、決められた期間 ださい。それと同時に、お医者さんにも 保険料を納めなければなりませんが、そ すぐ「新しい保険証」を見せ、保険の変 の間に失業したり災害にあったりして、 保険料を納めるのが困難になった場合に は、保険料の納付を免除する制度があり ます。

この免除をうけるには、知事に国民年 金保険料免除申請書を出して,免除に該 当するかどうか審査を受けなければなり ませんが、たとえば53年度分まるまる免 除をうけたいという場合は、7月31日ま でに手続きをとらなければなりません。

もし、この手続きを怠り、保険料を滞 納しておくと,将来年金が受けられない こともあります。

この不況下で保険料の納付が困難な方 々は、早速国民年金係へおいでください。 町へ請求され、皆さんが納入される保険 なお、免除をうけた期間の年金額は、 保険料を納めた場合の号となり、年金を 受ける時に不利になりますが、追納とい 証」が変ったら、すぐお医者さんに申し って免除をうけてから10年以内であれば 出てください。 その当時の保険料額で納めることができ ます。(追納すれば、年金額は保険料を 納めた人と同じになります。)



\*\*\* 最近の農村は、農繁期・農閑期を問わ ず忙しい主婦が増えてきています。忙し

い、時間がないとなると、ついしわ寄せ は食事づくりへ……。

近年普及率トップクラスのギョーザ・ シューマイ・ラーメンなどの調味食品や 揚物・サラダ等各種惣菜・漬物・冷凍食 品等の利用も目覚しく,また電話1本で 出前を頼める時代と、忙しい主婦にとっ てだけでなく、現代の食事づくりは随分 便利(楽?)になってきています。もち ろん経済的,栄養的,し好的にも手作り 間の節約にポイントをおいて、そして常 に栄養の基本(皆さんもご存知の6つの 基礎食品のバランス)をしっかり頭に入

## 保険証を大切に

お医者さんにかかっている人は、「診 察券」だけでなく「保険証」も毎月1回 必ずお医者さんに見せてください。 特に保険の変られた人、たとえば会社 に勤めて「社会保険」に加入された人は 国民年金に加入している人は、将来の すぐ役場へ国保をやめる手続きをしてく ったことを申し出てください。

> これらの手続きが遅れると、お医者さ んにかかった費用の全額を皆さんが負担 しなければならないことになります。

→ 老人医療の人も同じです → 「おとしより」の人が、私は老人医療 で医療費は無料だから保険証はいらない んだ、と感違いされている人がおられま す

老人医療は無料でなく, 直接お医者さ んの窓口へ支払いしないでよいのですが, 皆さんが国保等の保険証をお医者さんに 見せることによって、お医者さんが直接 税の中から支払いされるわけです。

ですから「おとしより」の人も「保険

一 柏 崎 保 健 所 —

れるのもよいでしょう。できればメモ程 度のものでよいですから、最低3日間く らいの献立を考えておけば、台所でウロ ウロする時間もなくなるでしょう。 さらに,肉体労働の増す農繁期に考え てほしいこととして………

### ◎ 油料理をふやそう!!

労働によって消耗するエネルギーを ごはんや間食の量でふやすだけでなく 油やたん白質からも補給しましょう。 特に油は腹もちがよく、空腹を感じ にくいため仕事の能率上効果的です。 3 食の中でも昼食にポイントをおいて 使いましょう。

1 311 一般に夕飯にごちそうが集中して,

か1品が入るようにしましょう。農繁期 後、特に主婦に貧血が多くみられますが これは過労と食事の偏よりが問題とされ ています。農繁期に1番身体を使う主婦 が、ごちそうは男の人や子供達へ優先さ せる結果でしょう。日頃からたん白質を しっかり食べて、農繁期にはさらに牛乳 1本分位余計にとるよう心がけましょう。

◎ 強化米・強化麦を利用しましょう!! 私達のエネルギーの主材料である糖 分(米の主成分)の利用にはビタミンBi が必要です。これは疲労回復を早め、 運動神経の働きもよくします。日頃か ら不足しがちなビタミンですから、強 化米・麦の利用により補給しましょう。

豊かな食事は家族の心と身体の和をつ くります。農閑期を利用して地域の保健 衛生推進員さん・食生活改善推進員さん 朝昼は貧弱になりがちですが、毎食ご 等を中心に、我家の食事診断をし、お互 れて、これらの食品を上手に献立に取入 とに、魚・肉・卵・大豆製品等のいずれ いの長所・欠点を話合ってみませんか。

4月28日、小国町酒造従業員組合の総 会が就業改善センターで行なわれ、その 席上杜氏さん達が今冬造った自慢の酒70 点をもちより、みんなでできばえを味わ いました。

今年の酒は全体的に出来が良い、との 評判でした。

小国杜氏の腕前は?



広報おぐに 昭和53年5月15日発行 第3種郵便物認可



### 新潟県内で働くすべての労働者に適用する新潟県最低賃金を含めて、7件の最低賃金が,次のとおり決められています。 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

| 最低賃金の                                        |                                  | 最                                                                                                          | 低                                   | <b>货</b>                                 | <b>金</b>                            | 額                       |                                                                | · 効力発生 E   |
|----------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 件数                                           |                                  |                                                                                                            | 但                                   |                                          |                                     |                         | 書                                                              | 1 刘刀光生日    |
| 新潟県                                          | 1日 2,247円<br>(回・)(9)<br>1時間 281円 |                                                                                                            |                                     |                                          |                                     |                         |                                                                | 52,11. 4   |
| "<br>卸売業・小売業<br>最 低 賃 金                      | 1日 2,400円<br>創・約<br>1時間 300円     |                                                                                                            |                                     |                                          |                                     |                         |                                                                | 53, 1,19   |
| "<br>食料品製造業<br>最低賃金                          | 1日 2,468円<br>回・時<br>1時間 309円     |                                                                                                            |                                     |                                          |                                     |                         |                                                                | 52,12,30   |
| <i>"</i><br>出版・印刷<br>同関連産業<br>最低賃金           | 1日 2,620円<br>回・凾<br>1時間 328円     | れらに準ず                                                                                                      | 整理、はさみ                              | 、込み、封御<br>多に主として                         | )入れ,帯封<br>(従事するう                    |                         | 片付け, 賄いその他こ<br>は,                                              | 52,12,30   |
| "<br>繊維産業<br>最低賃金                            | 1日 2,320円<br>(1)・(1)<br>1時間 290円 | ② メリヤス<br>るものについ                                                                                           | 製品縫製業又                              | しは衣服, そ                                  | の他の繊維                               |                         | 務に主として従事する者。<br>業に係る業務に従事す                                     | 53. 2.24   |
| ″<br>木材・木製品<br>家具・装備品<br>製 造 業<br>最 低 賃 金    | 1日2,600円<br>(別・個)<br>1時間325円     | <ul> <li>未満の技能</li> <li>② 家具・装付</li> <li>げ、先取り、</li> <li>従事する者。</li> <li>③ 木材・木</li> <li>の他これらら</li> </ul> | 習得中の者。<br>満品製造業に<br>清掃,片何<br>製品製造業に | - 係る業務の<br>けけ、賄いそ<br>- 係る業務の<br>- 品な業務に主 | )うち、袋詰<br>の他これに<br>)うち、魚和<br>ことして従る | 詰め,接着<br>っに準ずる<br>首づくり, | あって、雇入れ後6月<br>、 塗装下塗り、下仕上<br>軽易な業務に主として<br>清掃、片付け、賄いそ<br>ついては、 | 52, 12, 26 |
| "<br>機械・金属製品<br>等 製 造業及び<br>自動 車 整備業<br>最低賃金 | 1日 2,730円<br>泡・時<br>1時間 342円     | る業務に従事で                                                                                                    |                                     | ては、                                      |                                     | 全属ハウス                   | ウェアー製造業にかか                                                     | 53. 4.14   |

1. 効力発生日以降は、上記の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。 2.精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び次に掲げる賃金については、最低賃金額に算入することはできません。 (1) 臨時に支払われる賃金及び1ヵ月をこえる期間ごとに支払われる賃金。 (2) 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金(時間外及び深夜の割増賃金)。 (3) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日の割増賃金)。 3.2以上の最低賃金の適用を受ける場合には、金額の高い方の最低賃金が適用になります。 4. 最低賃金法第8条により「最低賃金適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けて労働者を使用している使用者は、申請書に 記載した最低賃金額が改正されたときは、許可をとりなおすことになりますので直ちに所轄監督署に申請書を提出して下さい。 ※ その他最低賃金について、不明の点があれば最寄りの監督署又は基準局にお問合せ下さい。

- 6 -

(昭和53年4月14日現在) (最低賃金法第5条第1項)

柏崎労働基準監督署 ☎ 02572 (3) 4 1 2 8

# 水道料金の改正について

よろしくお願いします。

日の企業団議会全員協議会及び定例議会 ご了承をいただきました。 において、企業長より趣旨説明があり、

このことにつきましては、さる3月27 の値上げは止むを得ないということで、 いします。 不況からの脱出がなかなか得られず,

小国町·越路町水道企業団 5月分使用(6月納入)の水道料金から 慎重審議の結果、両町よりのいわゆる高 町民の生活がますます困難を予想される 次のように改正させていただきますので 料金対策としての2千万円の補助金をな なかで,公共料金の値上げは忍び難いと くし、独立採算をするためにはある程度 ころでありますが、何とぞよろしくお願

昭和53年5月1日

水道料金表

| 種       | 料金用途    |    | 斗金      | 基本料(1ヶ月につき) |             | 超 過 料 金(1 m'につき) |              |             |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------|----|---------|-------------|-------------|------------------|--------------|-------------|-------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別       |         |    |         | 水量          | 料 金         | 11~<br>50m'      | 51~<br>100m' | 101m'<br>以上 | 301m <sup>3</sup><br>以上 | 501m <sup>,</sup><br>以上 | 1,001<br>m'以上 | 業種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | -       | 般  | 用       | 10m'#č      | 円<br>1,350  | 円<br>125         | 円<br>110     | 円<br>100    | Р                       | 円                       | 円             | 一般家庭に使用す<br>るもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ġ.      | 営       | 業  | 用       | 10m'±č      | 1,350       | 125              | 110          | 100         |                         |                         |               | 料<br>理<br>業<br>業<br>気<br>販売業業<br>う<br>し<br>た<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>型<br>の<br>売<br>業<br>業<br>二<br>の<br>売<br>業<br>業<br>二<br>の<br>売<br>業<br>業<br>二<br>の<br>売<br>業<br>業<br>業<br>二<br>の<br>売<br>こ<br>業<br>業<br>二<br>の<br>売<br>二<br>業<br>業<br>二<br>の<br>売<br>二<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の<br>う<br>の |
|         | 官学      | 公校 | 用<br>用  | 10m'#č      | 1,350       | 135              | 1 3 5        | 120         |                         |                         |               | 官公署学校等これ<br>に準ずるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|         | ブ       | 1  | 種       | 500m'±č     | 35,000      |                  |              |             |                         | 70                      |               | 25mブール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 用       | <br>ル   | 2  | 種       | 1,000m'±č   | 60,000      |                  |              |             |                         |                         | 6 0           | 50mプール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 工・業・用・  | 小  | п       | 100m'#č     | 10,000      |                  |              | 90          |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|         |         | 中  |         | 300 m³ ±č   | 28,000      |                  |              |             | 8 5                     |                         |               | 企業長指定の工業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|         |         | 大  |         | 500m'#č     | ·45,000     |                  |              |             |                         | 8 0                     |               | 用に使用するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|         |         | щ  | 特       | 殊           | 1,000m'#č   | 85,000           |              |             |                         |                         |               | 75                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|         | 臨時娯楽用   |    | 終用      | 10m'#č      | 1,350       | 135              | 135          | 1 3 5       |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 共用      | 共       | 用  | 栓       | 10m'#č      | 1,200       | 120              | 110          | 100         |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| メーター使用料 | п       |    | 径       | 料           | 金           | 口径               | 料            | 金           |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|         | 13‰     |    | 6       | 6 0 円       |             | 40%              | 3            | 300円        |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|         | 201 10  |    | 0円      | 50%         | 1,0         | 1,000円           |              |             |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|         | 25¶ 120 |    | 0円      | 75‰ 1,      |             | 5 0 0 円          |              |             |                         |                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|         | 30‰     |    | 0% 200円 |             | 100% 2,200円 |                  | 200円         |             |                         |                         | Ð             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

٢ 「青少年の家」の利用について グループ・サークルによるスポーツや 第1会場 レクリェーション・話合いや仲間づくり 第2会場 と、活動するに最も適した時期になりま 第3会場 下小国小学校 した。 そんな時,あなたも「青少年の家」を 使ってみませんか。 2月の広報にも、気軽に使える "青少 年の家。ということで,使用方法を次の ようにお知らせしました。 ◆ 開館時間 9時~22時 ◆ 休 館 日 年末·年始 ◆ 使える部屋 ミーティングルーム (37.6m) 多目的ルーム (97.2m<sup>2</sup>) ◆ 使用方法 教育委員会に申し込んでくださ

い。(2231・3575)

くりなど、大いに利用してください。

自衛官引

料で使用できます。

在町の青少年の方でしたら, 誰でも無

集会や談話,軽スポーツによる体力づ

自衛隊は、わが国の平和と独立を守り

国の安全を保つため、直接・間接侵略に 対しわが国を防衛することを主たる任務

とし、 必要に応じて公共の秩序の維持に

この自衛隊をささえるのは若いみなさ んです。若い諸君の入隊を心から期待し

又は柏崎募集事務所

☎(4) 3000 へどうぞ。

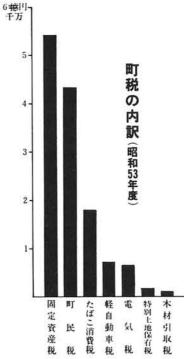
当ることになっています。

入隊希望の方は役場総務課

ています。

おわびと訂正

ました。



広報おぐに 昭和53年5月15日発行 第3種郵便物認可



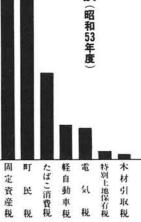
恒例の町民体育大会を次のように実施 いたします。なお、詳しいことは後日お 知らせします。

ŧ 6月25日(日) 雨天の場合7月2日(日) 上小国小学校 中 里小学校



青少年の家

ち、町税の内訳のグラフに間違いがあり





### 工場も店舗も会社も学校も

#### ~昭和53年事業所統計調查~

6月15日,全国一斉に「事業所統計調 査」が行われます。

工場・店舗・会社・学校のほか, 官公 庁・病院・旅館・組合などから、神社・ 寺院にいたるまで事業を行っている全国 すべての事業所が漏れなく対象になりま す。

この調査は、わが国における事業所の 産業別や従業者規模別構成を明らかにし て、国県や市町村で行う各種行政施策の 基礎資料とするために行われるものです。 各事業所へは、6月15日から25日の間 に調査員が記入依頼に訪問しますので, おわびして次のように訂正いたします。 よろしくお願いいたします。

S 1: 7 保 存 L ま L t 5

発 印 行 刷 小小千国谷 町 役 場刷